



Global Tax Update

ドイツ

デロイト トーマツ税理士法人

2016年4月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

コンサイメントストックに係る VAT 上のガイダンスを更新

(1) フランクフルト地方税務当局(OFD)は税務裁判所の判決を受けてガイダンスを更新

フランクフルト地方税務当局(OFD)は、2015年12月15日に、コンサイメントストックからの出荷に係るVAT(Value Added Tax:付加価値税)上の取扱いのガイダンスを更新した。その中においては、下級税務裁判所の複数の決定(2015年6月18日ニーダーザクセン税務裁判所、2015年8月25日ヘッセン税務裁判所、2015年11月6日デュッセルドルフ税務裁判所)が反映されている。

税務当局によるドイツVAT法の解釈によれば、国外において在庫が顧客へ引き渡されたタイミングで所有権が移転することを前提とすると、コンサイメントストック(複数の顧客の場合)やコールオフストック(単独の顧客の場合)を用いたEU内クロスボーダー供給は、社内におけるEU域内供給および、その後の在庫が引き出されたタイミングにおける顧客への国内共有と整理されている。

近年、複数の下級税務裁判所の判決により当該原則が希薄化され、また、連邦税務裁判所(BFH)で審理対象となっている。当該下級裁判所は、特定の場合においては、顧客に対する直接のEU域内供給と判定するための基準を導入している。

審理対象となっているケースに関しては、EU加盟国から製品が出荷される当初の段階から、最終顧客が特定され拘束力のある発注があるときに、社

内のEU域内供給とその後のドイツ国内取引ではなく、ドイツの顧客に対する直接のEU域内供給と考えるヘッセン税務裁判所の判断を支持するかどうか連邦税務裁判所は判断する。

フランクフルト地方税務当局は、製品が顧客により引き出されたときに所有権が移転することを前提とすると、一般的には、コンサイメントストックの供給(コールオフストックを含む)は社内の製品の移転であることを明らかにしている。製品が他のEU加盟国からドイツのコンサイメントストックとなるのであれば、当該製品の移動は、ドイツにおけるEU域内取得、およびその後のドイツ国内供給とみなされるとしている。結果として、非居住のサプライヤーは、ドイツにおいてVAT登録が必要となる。

ただし、連邦税務裁判所で審理中であることをかんがみ、納税者がこれを参照するすべての手続に関しては、連邦税務裁判所の判決まで留保されることが明らかにされている。

(2) デロイトのコメント

コールオフストックによる供給のために、ドイツに既にVAT登録している非居住納税者、または今後VAT登録の予定をしている者については、今後の展開について留意すべきである。また、連邦税務裁判所の判決前については、関連する手続は取扱いが留保されている。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu

本件に関するお問い合わせ

Deloitte & Touche GmbH, Japanese Services Group

Düsseldorf

佐藤 光俊 +49-(0)211-8772-2099 misato@deloitte.de

金井 聡 +49-(0)211-8772-2474 skanai@deloitte.de

ニュースレター発行元

デロイト トーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

T e l: 03-6213-3800(代)

e-mail: tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax-co

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人およびDT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。"Making an impact that matters"を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド("DTTL")ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または"Deloitte Global")はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。